



Oita Prefectural Government

大分県

## Press Release

【令和8年6月10日】

### 産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり、産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

#### 記

1 被処分者（産業廃棄物収集運搬業）  
大分県竹田市大字会々2793番地11  
株式会社昇（代表取締役 浅野 栄華）

2 処分日  
令和8年6月10日

3 内容  
産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

4 行政処分の理由  
株式会社昇の役員が拘禁刑（3年間執行猶予）の処分を受けたことが判明した。  
このことは、当該法人が法第14条第5項第2号ニ（同号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当）に該当し、法第14条の3の2第1項第4号の産業廃棄物収集運搬業許可の取消事由に該当するに至ったため。

#### 【問い合わせ先】

生活環境部循環社会推進課  
担当 高谷、山下  
電話番号 097-506-3134・3121